

平成25年1月14日
在ルクセンブルク日本国大使館

ルクセンブルクにおけるプラスチック製の新型運転免許証の導入

本年1月19日より、クレジットカード大でプラスチック製の新型運転免許証がルクセンブルクにおいて導入されます。これは「欧州連合の2006年運転免許に関する指令（Directive 2006/126/EC）」の趣旨である欧州連合加盟国における運転免許証の統一に基づき実施されるものです。

1月10日付当国運輸局発表コミュニケを基にまとめました新しい運転免許証の概要は以下のとおりです。

《概要》

1 有効期間

- ・ 乗用車、オートバイ等の軽車両（BE以下）免許の有効期間は10年間。60歳以降での更新は、更新毎に健康診断書の提出が必要となる。70歳以降は3年毎の更新となり、79歳以降は毎年の更新となる。
- ・ バス、トラック等の重車両（C1以上）免許の有効期間は5年間で、更新毎に健康診断書の提出が義務付けられる。70歳以降の更新は3年毎で、かつ75歳を超えないこと。75歳以降の更新は一部の例外を除き認められない（更新は毎年）。

2 交付・手続

- ・ 本年1月19日以降に運転免許試験を受ける者には、新型運転免許証が交付される。この他、現行の運転免許証を紛失・盗難にあった者、更新時期が来ている者等、運転免許証の再発行を求める者には、同日以降新型運転免許証が交付される。
- ・ 上記のように運転免許証を所持していない者に対する交付を優先するが、それ以外の現行運転免許証保持者で切替えを希望する者については、受付部署の処理能力、新型免許証の製造状況等にもよるが申請順に受け付ける。その際は

- 写真付き切り替え申請書
- 手数料12ユーロ
- 旧型運転免許証の提出

が必要となる。なお、新型免許証への切替え強制等はない。繰り返しになるが、新型運転免許の有効期間は10年である。